

四日市市病院管理規程第6号

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月31日

四日市市病院事業管理者 一宮 恵

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程
市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程（平成17年四日市市病院管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="252 837 347 869">附 則</p> <p data-bbox="199 893 368 925"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="156 949 762 981">1 この規程は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="185 1008 746 1155"><u>（新型コロナウイルス感染症に係る一定の業務に従事した者に支給する感染危険手当の特例）</u></p> <p data-bbox="156 1180 778 1615">2 職員が<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）</u>に対処するため、次に掲げる業務に従事したときは、別表に規定する手当に加算して<u>感染危険手当を支給する。</u></p> <p data-bbox="185 1639 778 1787">(1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う診療、看護その他これに類する業務</u></p> <p data-bbox="185 1812 778 2016">(2) <u>新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（次項において「患者等」という。）からの検体の採取及び採取にあわせて行う診療、検査</u></p>	<p data-bbox="906 837 1002 869">附 則</p> <p data-bbox="842 949 1385 981">この規程は、公布の日から施行する。</p>

<p><u>その他これに類する業務</u></p> <p>(3) <u>新型コロナウイルス感染症の検査のために採取した検体と同じ検体を用いて行うインフルエンザ等の検査業務</u></p> <p>(4) <u>新型コロナウイルス感染症の患者が使用した施設等の消毒その他これに類する業務</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる業務のほか、管理者がこれらに相当すると認めるもの</u></p> <p>3 <u>前項の感染危険手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>患者等の身体に接触して又は患者等に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認める業務</u> 4, 000円</p> <p>(2) <u>前号に掲げる業務以外の業務</u> 3, 000円</p> <p>4 <u>同一の日において、附則第2項各号に掲げる業務のうち2以上の業務に従事した場合の前項に規定する手当の支給についてはこれを併給せず、当該手当のうち額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、いずれか一の手当）を支給する。</u></p>	
---	--

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の規定は令和2年2月1日から適用する。

(市立四日市病院総務課)